

## 意見募集(第2回)で出された意見と対応(案)

※ 明らかな誤字・脱字等は修正しています。

対応区分: 1 計画(案)に反映させる / 2 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれている / 3 今後の計画・取組等において参考にする / 4 計画(案)に反映できない / 5 その他(感想・質問)

### 環境基本計画(案)全体に対して

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
1	—	計画全体	<p>全体的なこと</p> <p>広く網羅されていてよいと思いました。ただ、そのために優先順位がわかりにくく、緊急性を要するものがぼやけているように感じました。</p> <p>「やった方がよいこと」はたくさんありますが、すべてを同時に追うあまり、行政はパンクするでしょうし、「緊急課題への対応」が弱まりそうに思います。</p> <p>SDGs ほか、全国的・国際的な努力目標は常識になりつつあるので、全体にシェイプアップして優先順位をつけ、軽井沢でしかできないことを目立たせ、軽井沢色を出した方がよいかと思えます。</p> <p>すべてを考えていますというのは、あらゆる方の立場を尊重し、聞こえはよいのですが、それぞれの目標を詰めていくと互いにバッティングするものがあり、行政面のご苦労も想像されますし、実現性が低くなるのを懸念します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急性を要するもの、重点的に取り組むべきものについては、計画案冒頭の「Introduction」にまとめました。計画策定後は、まずはこれらの取組を集中的に実施したいと考えています。</li> </ul>	3
2	—	計画全体	<p>計画案が膨大なため、分冊等の提起をさせていただきましたが、かえって混乱するという回答でした。納得しませんが、概要版は、是非作成してください。また、概要版についての意見募集はありますか。計画そのものは、HP 掲載ということですが、印刷物としては、希望者にはいただけますか。</p> <p>(補足) 計画本文の中で、各項目に・現状と課題・現状に関するデータの解説、コラム欄があります。これらは、軽井沢だけに限らない環境問題全体の理解に非常に有益です。これらだけを別に作成することも環境教育の参考資料として使えるように思います。これも分冊を希望する理由の一つです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 概要版は作成予定です。環境基本計画本編の抜粋であることから、意見募集は行いません。また、希望者へ印刷物を配布します。なお、ご提案のありました、各項目の現状と課題及びデータ等の資料の分冊については、同時に作成する“こども向けハンドブック(仮称)”との関連も含めて、扱いを検討いたします。</li> </ul>	3

### 第1章 計画の基本事項

#### ■ 1 基本的事項

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
3	10	(2) 計画の位置付け	<p>チャートの最下部に「環境基本計画に基づく施策・事業等」とありますが、これには条例の新設・改正、要綱の改正なども含まれるのでしょうか？ 目標を決めてそれを目指していくのなら、ルール決めを通して行っていくしか無いと思うので、もしそうならそう書いた方が町民その他関係者に伝わるとは思います。いかがでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例の新設・改正、要綱の改正等は必要に応じて行うものとしています。この図では、そのような場合には環境基本計画を踏まえるものとし、不整合が生じないようにすることを示しています。</li> </ul>	4
4	11	(3) 計画の期間について	<p>自然環境の現状を考慮すると、やはり 10 年、見直し 5 年は長すぎます。今年 7 月世界の平均気温は、過去最高を記録し、日本の 8 月も過去最高になる可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご指摘のとおり、近年は環境が急激に変化しています。しかしながら、環</li> </ul>	3

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			性があります。世界も軽井沢も急激に悪化している自然環境は、毎年新たな対応が必要な事態が発生する可能性が大きいと思います。国連のグテレス総長も地球沸騰化時代になったと警告しています。数十年前ならば、10年、5年も許容されたと思いますが、現状では、毎年または、2年ごと程度の見直しは、必要ではないでしょうか。大きな変化があれば見直しということは、現在の急激に悪化している環境問題への危機意識が不足していると思います。何とか工夫して短い見直し期間を設定するようにお願いします。	境保全のためには実行が重要であるため、計画を頻繁に見直すよりも、毎年着実に実行する必要があります。まずは本計画において盛り込んだ取組を着実に実施し、計画の見直しは定期的または状況に応じて柔軟に実施いたします。	
5	11	(4) 計画の対象範囲	<p>&lt;提案&gt;</p> <p>11 ページ 計画の対象範囲 「参加と連携」部分に「エシカル消費の普及」を追加</p> <p>エシカル消費とは、「あるをつくす」といったごみの再資源化に限った消費行動ではない。注釈にもあるように「地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと」。これを踏まえると、エシカル消費の項目は【5 参加と連携】の部分にあたるのではないかと。環境学習や環境教育の成果、様々な市民団体や企業の連携の成果が、町民や観光客の「エシカル消費」という消費行動に現れる。</p> <p>衣食住、日常の様々な場面で今、エシカル消費の観点が重要となっている。着るもの、食べるもの、住まいに必要なもの、あらゆるものの選択が、まちの環境を考えることにつながる。買い物は投票。そしてエシカル消費は我慢ではなく、楽しみである。【5 参加と連携】による町全体での取組の推進】では、そんな認識がひろがるような政策が必要。町内でエシカル消費ができる環境を整える(お店やイベントなど)ことも行政の重要な役割。</p> <p>加えて、「エシカル消費」という言葉はその響きから、何か新しい視点・思想に基づいているように思いがちであるがそうではない。長野県民が育んできた文化はもとも、エシカル消費を実践していたと感じる(特に食文化)。今の 90 代 80 代世代の方の価値観には、エシカル消費実践のヒントが多い。温故知新。町全体で、環境に配慮した文化を再構築できたら素晴らしいと思う。</p>	<p>● 当該箇所では、一般的な環境の項目について記載しています。ご意見をいただいた「エシカル消費」については、資源循環や脱炭素社会など複数の分野にまたがる幅広い概念であることから、特定の分野への記載が難しいと考えます。また浸透も十分ではないことから、今後の展開を踏まえつつ、見直し等の段階で記載について検討いたします。</p>	4
6	11	(4) 計画の対象範囲	<p>&lt;質問&gt;</p> <p>11 ページ「計画の対象範囲」に書かれている分野と項目と、各分野の「現状と課題」ページに書かれている項目は、関連していますか？</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記、関連しているなら、使う言葉がそろっていた方がよい。</li> <li>・また、「現状と課題」に取り上げられていない項目があったり、逆に 11 ページには書かれていない項目が「現状と課題」のページに出てきたりして読み手としては一貫性がなく感じる。</li> </ul>	<p>● (4)の計画の対象範囲と「現状と課題」が一致していない点について、(4)の表は「軽井沢町環境基本条例」に基づいており、一方で「現状と課題」は環境基礎調査結果に基づいて整理しています。このため、ご意見を踏まえ、記載内容を統一します。</p>	1

## 第2章 望ましい環境像と実現のための取組

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
7	—	具体的な取組全体	<p>前回(第1回意見照会)の回答では、各主体は対等なので主体的に取り組むべきということですが、取組方法を個別に記述されているところもあります。主体的に取り組むとしても具体的な例があれば、全く何の取組をしないことを防ぐとともに、ヒントになり効果があると考えます。是非取組みの具体例を1例でも示すことができる項目については、記述して欲しいと思います。</p>	<p>●本計画は基本計画という性格上、特定の取組について具体的・詳細に記載すると、情報量が多くなりすぎてしまうことが懸念されます。今後計画を実行していく中で、個別の取組みごとに具体的な方法を模索し、普及啓発を行っていきたいと考えています。</p>	4
8	—	具体的な取組全体	<p>本計画に取り組むにあたり、事業者・町民等の関係者は、本計画以外の、条例等に準拠した行動によるという項目が多数あります。本計画以外の、条例等をその都度参考にしなくてはならないとすると現実には、まず実行される可能性はないように思います。要綱、県関係条例、県の各種運動など、別にそれらの条例等を準備し、内容を調べて初めて取組みの内容が分かるのです。出来る限り本計画だけで行動できるような計画に出来ないのでしょうか。この計画は、「基本計画」ですから、その位置づけから考えても、この計画が軽井沢の環境問題の一番原点になるものだと考えます。したがって、他の条例等を調べなくても本計画だけで対応できるようすることが計画を生かす方法だと思えます。</p> <p>○参考にされている条例等：軽井沢町自然保護対策要綱、軽井沢景観育成ガイドライン、長野県屋外広告物条例、良好な生活環境の保全に関する条例、食べ残しを減らそう県民運動、長野県スマートムーブ運動、長野県家庭の省エネサポート運動、など。</p>	<p>●他の関連法令・計画等の内容を本計画上に記載することは、一カ所で全て把握できるメリットがある一方、記載量が膨大になることと、引用先が改定された場合に不整合が生じるというデメリットがあります。デメリットの方が大きいと考えられることから、本計画では引用先の名称を記載するにとどめます。</p>	4

### <1 緑豊かな高原保養都市の形成>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
9	24	1 緑豊かな高原保養都市の形成 (1) 現状と課題	<p>「住宅、ホテル、マンション等開発に伴う森林皆伐による町内森林面積の減少への対応」について、通年滞在可能な住宅、マンションの大型化に対し、敷地内建蔽率の制限強化が必要ではないだろうか。</p>	<p>●建ぺい率の制限強化は、既に“軽井沢町の自然保護対策要綱”に基づき、町の大部分を占める第一種低層住居専用地域で実施しています。法律を超えた制限は、建築主の理解があつてこそ成り立つことであり、行政が一方的に財産権を侵害することはできないことから、今後予定している「軽井沢町の自然保護対策要綱」見直しの際の参考とさせていただきます。</p>	4

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
10	25, 63	(2) 課題の解決に向けた取組の体系	<p>都市計画区域内では、基本的に不動産としての売買、開発も進み、建設も増加するので、何も施策を打たないで2020年の100が2027年(4年後です)にも100で維持される可能性は、残念ながら著しく低いでしょう。要綱を守らせたとしてもです。</p> <p>ここからは税制の問題ですが、町では都市計画区域内の山林、原野、雑種地は、すべて原則、宅地並み課税をしています。これを建てる部分だけを宅地並み課税にし、残りの庭部分などについては、一定の植林、非伐採で森林を残すことを条件に減税することを検討されてはいかがでしょうか？ 基準作り、申請やチェックオペレーションに町のリソースは必要ですが、所有者も建設事業者に緑を残そうという経済インセンティブを持たせることが肝要かと思います。ご検討ください。</p>	<p>● 関係部局と情報を共有するとともに、今後の施策について研究・検討していきます。</p>	4
11	32	1-2 生物多様性の保全と向上	<p>&lt;生物多様性のために&gt;</p> <p>「緑地・緑の景観＝自然」という一辺倒な見方が散見されます。緑化は自然保護・環境保全とは別のことで、これまで通り町民の皆さんはやられると思いますので、あえて言わなくてもよいのではないのでしょうか。緑化・美化・景観重視は、環境保全と逆行することもあります。</p> <p>32ページにある「…原風景である半自然草原の保全や希少生物の生息・生育地の保全を進めます」が最も重要と認識します。森づくりはもう十分であり、必要なのは草原づくりです。緑化といえば森づくりと思われる人は多いですし、一様に森になれば、生態系の多様性は失われますので、「草原づくり」「湿生草原の保全」の明記を望みます。</p> <p>県内の市町村はおそらくみな同様な意識で、緑の豊かさ・緑化・森づくりを謳っているかと思いますが、そうした市町村が消失させていながら気づいていない「半自然草原を増やし保全する」ことこそ、差別化となります。長野県全体で失われつつある草原性動植物が見られる地域にすることで、魅力作りになると思います(原風景の再現?)。</p> <p>p29の図は、バランスはよいのですが、他ページとの整合性は必ずしもとれていないようです。たとえばp25で、草原の村だった頃から残存する動植物が減少したと書かれているのに、p29の「1-1」には「草原」という言葉が入っていません。</p> <p>同じ図の「1-2 生物多様性の向上」&gt;「③ 生物多様性の向上」は、重複して意味をなさないの、具体的に「③多様性保全区域の指定(ゾーニング)」などとするのがよいと思います。</p> <p>p32で『種の多様性』は文献調査で明らかとなった…とありますが、『軽井沢のホントの自然』(2012)で希少種として紹介されている動植物のいくつかは、すでに生息しなくなりました。たとえば、2010年まで軽井沢に2ケタいた世界的希少種が、2020年に0になりました(0からはなかなか増えません)。種が一ついなくなるのは、多様性の減少・損失です。そのスピードは加速していますし、せつかく明らかになった情報も、どんどん古くなっていますのでご注意ください。</p>	<p>● 本計画の策定に先立ち、町民と別荘所有者向けに実施したアンケートでは、森林の伐採を伴う開発に対する懸念が多く寄せられ、緑化は引き続き、重要なテーマであることが明確です。一方、ご指摘の通り、軽井沢町の原風景は草原であるという側面も基礎調査を通じて把握しています。ただし、かつての草原は現在ほとんどが農地やゴルフ場として利用されており、再び草原として再生できる場所は限られています。今後、町は生物多様性地域戦略の策定を進めるにあたり動植物の現況調査を行い、保全すべき環境についての把握と保全策(ゾーニング含む)の検討を行っていきます。また、希少種に関してのご指摘のとおり、文献情報は過去のものであり、上記の動植物調査を通じて希少種の現況を評価し、保護対象として選定したいと考えています。</p>	3

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			<p>希少種に関しては、近隣地域ではどこに生息しているかを参考情報として把握すべきかと思えます。それが、その種を「軽井沢で」保全する価値・必然性の客観的な指標になります。</p> <p>p32の「生物多様性地域戦略の策定を検討します」は弱く見えます。生物多様性地域戦略の策定に関しては、有識者・経験者から各地の先進事例や頓挫した事例を集め、それらの反省に基づいた戦略を立てないと、「作った」止まりになり、他の自治体の事例をくり返す恐れがあります。これまでの悪い轍を踏まないよう、実効性のあるプランを期待します。</p> <p>&lt;ゾーニング&gt;</p> <p>p24に「自然度の高い環境は…自然草原や自然林」と書かれていますが、二次的自然(休耕田など)だけに生き残っている絶滅危惧種が多く、「二次草原・湿地が希少種および生物多様性のホットスポットになっている」ことが、現在の軽井沢の自然の最大の固有性(オリジナリティ)です。現在、森林性の動植物相に軽井沢のオリジナリティはほとんど見られません。</p> <p>希少種が最後のよりどころとしている休耕田を町が買い上げるか、農家に補助金を出して援助し、「生物多様性保全地区」として残していった方がいいでしょうか。そこで行うエコツアーで土地所有者に還元することもでき、農家の方に対する「土地の新しい価値」の啓発になるので、一石二鳥だと思います。いずれにしても、ゾーニングはこの一、二年が勝負の緊急課題です。</p> <p>半自然草原の保全において、私有地は重要です。もし「私有地は難しい」となれば、軽井沢町の「生物多様性地域戦略」そのものが絵に書いた餅となります。</p> <p>天然林、人工林、疎林、灌木林、河畔林、溪谷、河川敷、湿原、草原、田畑、休耕地、市街地周辺…それぞれに適応した生物種がいます。それらの環境をモザイク状に残すことが、生態系の多様性・種の多様性を維持する基本です。町を整然と区画化してしまうと、多様性は失われます(コアエリア、バッファゾーンなどのように囲むのも、難しいとは思いますが、一案です)。</p>		
12	32	②既存の生態系の保全	<p>&lt;要望&gt;</p> <p>環境保全における微生物のはたらきについて、環境基本計画内で何かしらの位置づけはできないか。目に見える生物多様性と異なり、微生物のはたらきは目に見えない。見えないだけに、計画の中でその位置づけをきちっと文章化しておかないと、人々の意識にその重要性が定着しないと感じる。</p> <p>微生物のはたらきが重要だと思う理由は以下のとおり。</p> <p>↓↓↓</p> <p>◆自然環境</p> <p>微生物のはたらきは自然界における循環の要。土壌微生物の環境を整えることは、生物多様性を支える土台。つまり、ネイチャーポジティブの考え方、NbS的な社会課題解決の仕組みにも大きく影響する。従って、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土と微生物のはたらきについては、国際的にもその重要性の認識が高まりつつあるものと理解しています。しかしながら、本計画において具体的な取組として扱うことは難しいと考えています。なお、別途作成している“こども向けハンドブック(仮称)”において、土のはたらきについて触れています。</li> </ul>	4

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			<p>土壌微生物の環境に配慮した環境保全型農業の推進はかなり重要。</p> <p>◆生活環境 有用微生物を使った汚泥処理が一般的に行われている。</p> <p>◆資源循環 有用微生物を使った生ごみのたい肥化が一般的に行われている。</p> <p>◆脱炭素社会 有用微生物を使うことで、電力を使いすぎることなく生ごみたい肥化や汚泥処理が行われる。また耕さない農業、いわゆる不耕起栽培は環境保全型農業の特徴のひとつであるが、①土壌微生物の環境を破壊しない、②土壌中の二酸化炭素を放出しないというメリットがある。環境基本計画に微生物の役割の重要性を明記することは、ゼロカーボン実現の近道と言える。</p> <p>◆参加と連携 微生物のはたらきを実感することは、町単位の大きな話でなくても各家庭や学校で可能である。家庭菜園や発酵食品、生ごみコンポストやエコトイレ等。このような体験の場を数多く設定したり、取組を推進したりすることで、町民の環境に対する意識は大きく高まる。 私たちは、無意識のうちに微生物のはたらきの恩恵を受けている。改めて微生物に着目し、まちづくりや生活全体を見直すことで、環境に対する意識が大きく広がると思う。エシカル消費と合わせて、特に子育て世代の関心が高い分野である。 町内には微生物の研究部門を持つ企業があるし、日々土壌微生物と向き合う農家がいる。官民協働の取り組みが発展する可能性は大きい。</p>		
13	32	③ 生物多様性の向上	「生物多様性地域戦略の策定を検討します。」は、「策定します。」として欲しいです。	● 生物多様性地域戦略の策定を進めていきますが、策定にあたっては、動植物の現況調査を実施するとともに先進事例の収集、有識者を招へいするなどし、当町の状況に則した作成方法の検討を行っていきたくと考えています。	1
14	30	② 生態系に配慮した河川・水辺の整備	表中、「生態系に配慮した設計・工法を開示し、採用」とありますが、これは町がそういう設計・工法のレファレンスモデルを作成して、業者に守らせる、という意味と取って良いですか？ そうであると建築基準、規制の一項目であり、建設業界にはインパクトの大きい話だと思います。どういう法令体系でこれを決め、守らせるのか、素案とスケジュールを書いて欲しいです。	● 現段階では、設計・工法について全面的に導入するのではなく、適用可能な範囲で部分的に適用していくことを想定しています。長野県が策定した「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」を、軽井沢町においても実施していきたいと考えています。	4

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
15	34	1-4 農地の保全	<p>&lt;要望&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状分析の中で、農地面積の推移をグラフで示して欲しい。</li> <li>・現状分析の中で、慣行栽培圃場と有機栽培圃場の面積の割合を記載して欲しい。</li> <li>・指標には有機農家の割合、有機農業の取組面積の割合を、具体的な目標数値で明記して欲しい。</li> </ul> <p>国は 2050 年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25% へ拡大することを目指している。町レベルでも、この目標値を意識して計画策定すべきと考える。</p> <p>今回の環境基本計画案の中では、有機 JAS だけでなく「環境保全型農業の推進」も追記されてよかった。しかし、新規就農者の数だけを目標数値にするのでは不十分と感じる。環境保全の観点から、新規就農者のうち一定の割合が有機農業に取り組む農家であることが望ましいし、慣行農家が一部圃場を有機に転換する支援に力を入れる姿勢も示していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご要望いただいた点について、農地面積の推移はデータとして存在していますが、慣行栽培圃場と有機栽培圃場の面積割合については把握しておりません。農地面積の推移についてグラフを追加します。</li> </ul>	1

## <2 安心して暮らせる清らかな環境の維持・向上>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
16	40	① 樹木の保全と管理	<p>民有宅地に設定されている旧軽井沢森地区建築協定と旧軽井沢5地区の景観育成住民協定の、住居地域、商業地域を除く協定参加区画(つまり保養地域のみ)には、自然公園法規定の第二種か第三種の特別地域指定(上信越高原国立公園)をしてもらえないか、環境省および県と協議し、協定参加区画(協定地域内に指定はされているが不賛同の区画は除く)において、木竹の伐採を許可制にすることを提案します。</p> <p>協定参加区画は地区的に不連続であることは知っていますが、部分的にでも木竹の伐採に制約がかかるという点において、民有宅地内の緑地減少に歯止めがかかる効果が期待できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園法施行規則において、“宅地の木竹を伐採すること”は、許可または届出を要しない行為とされていることから、緑化に関しては、まず「軽井沢町の自然保護対策要綱」の啓発と必要な見直しや改定を行っていきたいと考えています。</li> </ul>	4
17	40	① 樹木の保全と管理	<p>自然保護、地球温暖化対策の観点から一般に樹木の伐採には、概して慎重になる傾向があることは理解できます。一方、樹木が繁茂しすぎて、これが建物や道路に架かっている場合、強風や雨の影響で枝木が落ちて建物を傷め、場合により人身事故の原因にもなっています。先日も私の近くで落木で車のフロントガラスが割れるという事故がありました。またナラ枯れ病などの影響で都会では危険防止のために根元から伐る動きもあります。</p> <p>軽井沢町でも民地、公地を問わずナラ枯れ病等の影響がどのように発生しているかを調査し、適切な対策を町民に公報することを期待します。樹木保護と安全のための伐採はバランスのとれた広報が大切だと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 樹木については、大きくなりすぎた木や管理が行き届いていない木による危険性を把握しており、本計画の中でも適切な維持管理を進めて行くこととしています。またナラ枯れについては、現時点では町内において広く被害が発生してはおりませんが、今後の推移を注視し、発生が確認された場合には適切に対応いたします。</li> </ul>	2
18	40, 48	① 樹木の保全と管理 / ② 緑化の推進	<p>樹木・緑化</p> <p>町民向けの「環境意識アンケート」では質問に「木が大きくなりすぎて困る」という項目(○を付ける)はあったが、「樹木が多く伐採されている」「皆伐する開発が多い」など樹木保護に関する項目がないのは偏っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご意見のアンケートについて、町民及び別荘所有者向けでは同じ設問の中に「隣地や近隣で必要以上の伐採が</li> </ul>	2

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			<p>と思います。2022 年に行った環境意識調査のアンケートでは、気になることは何ですかという質問に「住宅や別荘等の開発に伴う樹木の伐採」と答えた人が町民では半数以上、別荘民では約 7 割にのぼっているのに、樹木保護の項目が無いのは不自然。当然、この樹木・緑化の項目には「木が大きくなりすぎていること」だけではなく「開発による樹木の伐採」を入れるべきです。</p> <p>課題の部分に「軽井沢町の自然保護対策要綱」の確実な遵守の部分</p> <p>昭和 47 年に発布してから 50 年以上経ています。当時は別荘地として書かなくても分かっていたこと(暗黙のルール)も、今は書いてないと理解できない移住者や開発業者が多くなっています。遵守と言うだけでは守り切れない現状を何とかするためには、時間がかかっても罰則のある条例などに替えていく必要があります。要綱の方が厳しいと言う意見もありますが、守られないのでは意味がありません。</p> <p>「行政の取り組み」にも「各主体に期待される取り組み」にも緑化が入っていないのは軽井沢の環境計画として不完全です。CO<sub>2</sub>、光合成の働きは地球温暖化の問題で落とすわけにはいきません。光合成による緑の葉の働きで CO<sub>2</sub> が吸収され酸素が生み出されることは中学生でもわかることです。木が新しい、古いということだけでなく、葉の大きさや数によって吸収する量が変わります。軽井沢の緑を増やすことはこのエネルギー自給率の中に入れることが自然豊かな軽井沢らしい環境計画になるのではないのでしょうか。</p>	<p>行われ、野鳥や小動物がいなくなった」という選択肢を設定していました。また、ご指摘の「開発による樹木の伐採」については、「軽井沢町の自然保護対策要綱」の中で規定しており、事業者等に対しては要綱の一層の遵守を働きかけるとともに、今後、計画どおりの緑化が行われているかの確認をどのように行っていくか検討していく予定です。</p> <p>なお、緑化の推進については、各主体に求める取組を本計画(案)の中に記載しています。</p> <p>→40 ページ(取組の方向性)2-2 景観形成と快適環境創造 ②緑化の推進</p>	
19	40	③ 自然保護対策要綱の確実な遵守	<p>全体の問題意識と、その解決に向けた取り組み計画は素晴らしいものだと思いますが、結局はいかにスピードにこれを実現させるかということではないでしょうか。</p> <p>町には元々「自然保護対策要綱」という素晴らしい規定があり、これが守られていれば、現在のような環境の悪化も防げていたと思います。</p> <p>要綱の周知徹底と、これが守られない場合の対策を早急をお願いしたいです。</p>	<p>●ご指摘の“「軽井沢町の自然保護対策要綱」の確実な遵守“については、町としても課題と認識しており、本計画(案)に基づき、「軽井沢町の自然保護対策要綱」の啓発と必要な見直し、改定を進めていきたいと考えています。</p>	2
20	41	2-2 景観形成と快適環境の創造 ④ 景観まちづくりの推進	<p>昨年認可された旧軽井沢5地区の景観育成住民協定(特に旧軽井沢銀座の商業地を含むテニスコート周辺地区)についてですが、ただでさえ元々長屋街である旧軽井沢銀座に、建ぺい率 80%、容積率 200%の都市計画をはめて建て替えが進まないところに、さらに近隣商業や一種住居の空地に建ぺい率 20%・容積率 20%の協定を当て、旧軽井沢銀座の商業地としての自主的発展を妨げる協定として、非常に危機感を感じています。このままでは老朽化した長屋は再建築の道が閉ざされ、現状空地の隣接地を含めた建物の建て替えの道も閉ざされ、ただ老朽化していく長屋街がツギハギで補修されていくだけの、景観的にもみすぼらしい商業地となっていくでしょう。それを町は本当に目指しているのでしょうか？</p> <p>本当に旧軽井沢銀座の景観を守りたいのなら、地区</p>	<p>●景観育成住民協定は、その地域の景観を守りたいと住民が主体となって行うものであり、長野県景観条例及び長野県景観育成住民協定認定要綱による景観の育成に資するものと認められ一定の要件を満たしていれば、町は推薦し県は認定することとなります。協定区域には、協定の要件を承知のうえで、賛同している近隣商業地域や第 1</p>	4



No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			計画や再開発計画を町として決め、特例で建ぺい率容積率の緩和をしたり、壁面ラインや高さを揃えるなどして積極的に整った景観、緑地を作っていくのが筋と思います。単にマンション反対派の圧力に押され、テニスコート周辺地区の協定を認めた町と県には落胆しています。 本計画は長期計画と受け止めています。長期的に商業地とその景観、緑化をどう作り、商業地の発展を妨げない建築基準、景観規制とはどういうものか、もう一度ゼロから検討することを強く求めます。	種住居地域にお住まいの方もおりますので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	
21	41	④ 景観まちづくりの推進	令和5年1月に行われた町長選において、現町長は「用途地域指定を見直し、自然環境とまちなみを守る！」を公約に掲げられました。これは環境保全のために都市計画をも見直す、という非常に意欲的な試みだと思います。 しかしながら、今回の環境基本計画を拝読すると、環境目標を達成するために都市計画を見直す、という踏み込みをする計画や目論見が文書のどこにもありませんでした。 私は不動産業をしておりますので、都市計画や用途地域指定を非常に気にして仕事をする立場にあります。都市計画や用途地域指定が過去に更新されたことがある事実も知っております。今の用途地域指定には現況に合っていないところも散見されます。千ヶ滝の国道沿いの近隣商業地域、塩沢に指定されている広い一種住居など、森が多い地区なのにわざわざ大規模開発を誘引する用途地域指定をしているのは常々疑問です。 あとこれは新庁舎案の方のパブコメの方に書くべきだったかもしれませんが、中軽の近隣商業を役場敷地まで伸ばせば3階建て13mまで建てられ、新庁舎計画の柔軟性が増します。不要なところと必要なところ、いろいろと用途地域の見直しをして開発抑制と効率の良い市街化の両立を図る。こういう視点も環境基本計画の中には必要なのではないのでしょうか。	● 環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されるもので、いただいたご意見は今後、都市マスタープランに基づく土地利用調査実施の際に参考とさせていただきます。	4
22	41	⑥ 星空の確保	町内全体の街灯 LED ライトは、電球色(暖色)を使用し、外灯にも電球色への変更を促します。	● LED 街灯は、長期間の適正な維持管理(調達迅速性、多地域に適用できる汎用性、一般品による再調達コストの抑制)、明るさ等を考慮して、原則として白色系(昼白色・白色)の照明を使用しています。今後につきましては、光害対策型の認証を受けた照明もあることから、環境に配慮したものが設置できるよう検討いたします。	4

<3 「あるを尽くす」の精神で取り組む資源循環社会の構築>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
23	46	3-1 再資源化と活用 ②食品ロスの削減	<p>&lt;要望&gt; 食べ残しを減らすこと、生ごみをたい肥化すること以外に、行政主体の取り組みを検討して欲しい。 食品ロスにはいくつか定義の仕方があるが、フードロスとフードウェイストの総量と言える。食品ロスが発生する場所は フードロス…収穫、貯蔵、食品製造、流通 フードウェイスト…小売店、飲食店、家庭 食べ残しを減らす取り組みは飲食店や家庭での対策とはなるが、それ以外にはあてはまらない。</p> <p>&lt;提案&gt; 食品ロス削減の対策をしたくても町に情報が集まっていない現状なので、まずは事業者の困りごとなどを聞き取ることから始めたらどうか。情報があれば、それをもとに予算をつけて事業化につなげることができるのではと思う。 例えば、 ・コンビニやスーパーなど、規模の大きめな小売店に対して定期的な聞き取り調査や指導 ・規格外野菜の発生量など、廃棄野菜について農家を対象に毎年調査 ・飲食店や宿泊施設などの事業者向けの勉強会開催</p>	<p>● 事業活動によって発生したごみの減量化・適正処理については事業者の責務と廃棄物処理法で定められており、事業者に対して食品系廃棄物の減量のための具体的な施策を行政主体で行うということは難しいと考えています。周知活動や広報活動などの取り組みについては引き続き実施していきます。</p>	4

<4 ゼロカーボンシティの実現>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
24	52	4-1 脱炭素まちづくりの推進 ②公共交通等の利用促進	<p>観光シーズンの渋滞とあるが、国道 18 号線等の主要な道路は、通年において渋滞が発生している。特に軽井沢一中軽井沢間は交差点各所で大渋滞している。これに対して行政や事業者の取組として「渋滞対策を検討する」「パークアンドライドの活用を促進」とあるが、それだけでは呼びかけに過ぎず心許ない印象を受ける。 そこでもう一つ取組として、環状交差点の増加を提案する。軽井沢には既に数ヶ所設置されているが、より多くの交差点で導入すべきだと考える。 これにより自動車の停止回数が減少し、交通がより円滑になる。また渋滞も減少し、渋滞によって発生する不必要な多大な二酸化炭素を減らすことが出来る。加えて信号機のように電力を使わないため省エネという面でも効果を見込める。</p>	<p>● ご指摘のとおり、主要な道路は観光シーズンに限らず、渋滞が発生しています。従って、他計画内容と整合を図るため、観光シーズンに特化した記載ではなく、通年取り組む記載内容に改めます。なお、渋滞対策につきましては、ハード対策とソフト対策を柔軟に組み合わせ、検討する必要があると考えていることから、関係機関等とも連携し、渋滞解消に向けた改善方策を検討していきます。</p>	1
25	52	②公共交通等の利用促進	<p>同条規定では、規模如何にかかわらず事業者に一律の責務を求めているが、大規模事業者(多数の訪問者を受け入れ、広大な駐車場を有する企業、例えば、ホテル、ショッピングセンター、スーパーマーケット、スポーツ競技場)には、環境保全に対し、規模相応の責務を求めるべきである。 それらを訪れる車が排気ガス並びに交通渋滞をもたらすと同時に、周囲生活圏の環境に多大な影響を与えている。また、当地を訪れる観光客からも毎年の交通</p>	<p>● 公共交通等の利用促進、渋滞の緩和による環境負荷軽減は業種、規模等に関わらず事業者における対策は必要と考えています。ご提案があった対策案を含め、引き続き、渋滞緩和策や新たな公共交</p>	2

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			<p>渋滞に対しクレームが来ていることは、観光経済課の調査からも裏付けられている。</p> <p>一方、平成 30 (2018)年、軽井沢町は京都、鎌倉、神戸と共に国交省プロジェクト (エリア観光渋滞対策実験・実装プロジェクト)に参加。前記 4 都市は交通渋滞ワースト4として選定された。軽井沢以外の3都市は、年間交通量調査を終え、渋滞解消対策の具体案策定作業に取り組んでいる。軽井沢はスタートが遅くコロナ禍に遭遇、その間の交通量調査資料では平年度の基礎資料としての価値が無く振り出しに戻っている。</p> <p>上記状況を考慮すると、頭書基本計画に於いて大規模事業者の存在(固有名詞ではない)を明記し、特段の解消努力を求めるべきである。コロナ以前、年間800万人来訪時のオーバーツーリズム復活を阻止するためにも、ゼロカーボン宣言都市として、交通渋滞問題解決が最大の課題であると言っても過言ではないだろう。</p> <p>交通渋滞は公害であり、その解消が最大且つ有効な手段となる。その実行手段として、前述の大規模事業者の責務とともに(1)軽井沢入場車両への課金(町民を除く)、目的としてゼロカーボンシティ実現を明記。(2)土曜、日曜及び連休の速度制限を30 km/hにする(18号線バイパスを除く)、監視カメラの設置。(3)流入車両の総量規制であり、新幹線料金と比べ、安上がりという安易な発想を許すべきでない。ドイツの町では、鉄道の利用を促し、クルマの町への侵入を認めず公共交通機関の利用を勧めている。(4)上記対応は、土曜日曜及び連休を当面の施策とする。</p>	<p>通施策を検討していきます。</p>	
26	54	4-2 エネルギー自給率の向上 ①屋根上への太陽光発電設備の設置	<p>太陽光発電設備の設置を推進すること、「野立ての設備も含め、使用済み太陽光発電設備は適正に処理します。」とあることに対して。</p> <p>近所の新築住宅では野立ての太陽光パネルが設置されましたが、発電効果を高めるためか、道路沿いから庭にかけての高木が伐採され、道路を通行する者としては強い陽射しを受けることになってしまいました。</p> <p>周辺の気温も明らかに上昇しているものと思われます。</p> <p>こうした例も含め、太陽光発電が自然環境のバランスにとって最も効果的なものなのかを常に検討する必要があるのではないかと思います。</p> <p>気温上昇させる原因を作りながら、エアコンを使って快適な環境を手に入れようとするのは本末転倒。</p> <p>クリーンエネルギーを使って発電したものなら、いくら使ってもいいという発想ではなく、軽井沢は極力エネルギーを使わない暮らしが出来る町という発想で環境整備に取り組んでいただきたいと考えます。</p>	<p>●ご指摘の事例は、敷地内の緑化に関するものであると考えられます。太陽光発電設備の導入については、軽井沢町の景観に沿った形で進めていきます。また、ご意見のとおり“極力エネルギーを使わない”という観点から少エネ化対策を推進していきます。</p>	1
27	54	②地域で生み出される再生可能エネルギーの利用拡大	<p>「薪ストーブ燃料の入手先として、町の貯木場を活用します。」とあることに対して。</p> <p>貯木場に違法に伐採された木材が運び込まれることのないようなチェック体制をお願いしたいと考えます。</p>	<p>●貯木場へ持ち込みができる木材については制限を設けております。持ち込みできるものは所有地の庭整備等により発生する樹木幹及び剪定枝のみであり、開発による伐採樹</p>	3

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
				木といった産業廃棄物にあたる材は受け入れておりません。また常駐の職員による伐採場所や持ち込み量のチェックを実施しているほか、初めての利用者、業者による搬入は利用案内の配布、委任状の有無についても確認をしております。町内木質資源の循環利用促進のため、引き続き利用者の皆様への周知を行うとともに、貯木場の適正な運営に努めてまいります。	

### <5 参加と連携による町全体での取組の推進>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
28	58	5-1 環境学習・環境教育の推進 ③ 環境活動を担う人材の育成	人材育成や環境の研究調査に取り組むための基盤づくりとして、「軽井沢ビジターセンター」を追加計画して頂きたい。 主な目的は、町内で育つ子供たち未来、環境リーダーや環境プロフェッショナルとしての職に就きたいと考えてほしいから。そして、大学や博物館等の研究機関・研究者と共に、軽井沢の環境基盤、国内トップの生物多様性、共生共創モデル地域となるように充実させたい。 「捕獲採取…危機」という言葉や「動植物はとらない」がありますが、里山保全や森林整備を長期活動で行い、子供たちに生物多様性を指導する立場から申し上げますと、どのような行為が生態系にとって悪いことであるかを理解できる教育が大切であると考えます。まずは子供たちの自由を尊重、時には失敗することも大切であり、様々な行為行動に対して禁止や規制することは、指導者育成の妨げとなり得る場合も多くあります。P025 に「草原に生息・生育する動植物はあまりみられなくなった」と記載がありますが、これらは金銭的豊かさを追い求めた結果と言えます。優れた人間(リーダー)とは失敗を恐れず積み重ね、最後に正解を導き出すことが出来る人だと思います。	● 豊かな自然環境を求めて、多くの方が軽井沢町へ訪れていながら、その自然環境を紹介する「ビジターセンター」的な施設が存在していないことは課題と認識しています。今後、そのような性格と機能を有する施設の整備を検討しています。 →33 ページ（取組の方向性）1-3 人と自然のふれあいの場と機会の充実 ① 自然を知る拠点整備と機会の創出	2

### 第3章 計画の進行管理

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
29	60	2 進行管理の方法	p60のPDCAの説明には、目標管理の説明がありますが、新たな環境変化があった場合は、新たな目標は策定されることになりますか。	● 指標として必要なものについては、追加を検討します。	3
30	60	2 進行管理の方法	当初案への意見に対する行政の対応まで公表し、2回目の意見募集行う努力を重ねる姿勢は素晴らしいと感じます。 1回目でも意見が寄せられていますが、計画の進行管	● (意見No.4と同じ) 生物多様性の把握について、定期的なモニタリングは重要と考えて	3

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
			<p>理について5年後の見直しでは手遅れになる事象が多発する懸念があります。</p> <p>毎年住民が進捗状況を把握できる体制を整えるべきです。</p> <p>(一例として、生物多様性について現状把握とモニタリングなど最たるもの。)</p> <p>「自然保護対策要綱の確実な遵守」を謳っていますが、現況は大変厳しく、要綱のまま(条例化不要)さらに環境保全に踏み込んだ対策が急務と考えます。</p> <p>当町では、基本計画にかかわる活動を展開する団体(登録、非登録にかかわらず。)や個人が数多く存在しています。</p> <p>計画策定後に向けて、上記の皆さんとの連携を強化したうえで、より良い環境を後世に残せるような協働事業を模索されることを期待します。</p>	<p>おり、ご意見のありました、町民参加型の調査につきましては、今後、生物多様性地域戦略を見据え実施する動植物の現況調査の中でも実施しながら住民の機運醸成を図るとともに、継続して実施していきたいと考えています。</p> <p>●また、環境を保全し、快適な軽井沢町を築くためには、町に関わる全ての人が町の環境に関心を持ち、それぞれの立場で協力し、連携していくことが必要不可欠です。子どもから大人まで、あらゆる世代が連携し、協働して取り組む機会と場を創出したいと考えています。</p>	

#### その他の意見

No.	頁	項目	意見	回答及び対応(案)	対応区分
31	—	—	<p>町づくりについての行政の取り組みとして、星空を守るために民間企業と共同して新たな街路灯を開発した岡山県美星町や、次世代型路面電車を導入した栃木県宇都宮市など、全国に先駆けた大胆な発想を持って、軽井沢の自然・環境・景観を守り、継承していただきたいと願っています。</p>	<p>●ご意見を今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	5